

〈参考資料 4〉

教育再開へ向けての対応

(1) 応急教育計画の策定

教育活動が正常に実施されるまでの間、教育委員会等の定める計画を踏まえ、被害の状況等に応じ、休業、短縮授業等の応急教育を実施することを定めておく。

(2) 教育再開への取り組み

(ア) 震災直後の学校における被害状況の把握及び対応

- ・教職員全員で組織的に学校施設・設備の安全確認及び整理を行う。但し、被害規模が甚大な場合には、専門家（震災建築物応急危険度判定士等）も加えて行う。
- ・理科室など特別教室の危険物の安全確認及び応急処置を行う。
- ・ライフラインの使用状態を点検し、必要な処置を行うとともに、関係機関に協力依頼し、早期の教育再開の実現に努める。
- ・ガスは元栓を閉めて、ガス会社の点検を待つ。
- ・校舎や施設設備等の使用再開の決定は、専門家の調査結果を待って行う。
- ・給水タンク等の水の保持には十分留意する。
- ・教職員及びその家族や住居の被災状況を把握する。
- ・教育委員会、災害対策本部と連絡を取り、災害の概要を報告すると同時に、その他の情報収集に努める。

(注) 被害復旧にあたり、県及び国の支援を受けるためには書類申請が原則である。

そのため、記録として可能な限り写真撮影しておくこと。

(例：廃棄処分するOA機器の状況、水没により使用不可となった教科書など)

(イ) 児童生徒の被災状況の把握及び対応

- ・教職員はできるだけ速やかに家庭訪問、避難所訪問等を行うとともに、児童生徒の正確な被災状況の把握に努める。
- ・児童生徒について、避難先と連絡方法、家族の状況、健康状態、住居の被災状況、教科書学用品等の有無、転出の有無などの把握をする。
- ・PTAに児童生徒の安否・所在の確認、学区内の被災状況、通学路の点検・安全確保、教科書・学用品などの支給等について協力依頼する。また、主要施設、避難所等において看板、掲示板等で情報提供の依頼をする。
- ・児童生徒のうち、他府県等に避難転出する場合は、学校へ事前に連絡をさせるとともに、転出後は、その転出先の学校との情報交換を密にし、心のケアについても十分配慮する。

(3) 教育再開の決定

- (ア) 校長は、学校施設、教職員、児童生徒、通学路等の状況を総合的に判断し、教育再開の時期を決定する。
- (イ) 児童生徒及び保護者への周知については、テレビ、ラジオ、無線通信の利用や公共施設等において掲示などで行う。
- (ウ) 避難者には、避難所運営と教育再開とを並行して行う旨を事前に周知し、無用な混乱は避ける。

※なお、教育再開に当たっては、県教育委員会と十分に連携のうえ実施する。

(4) 教科書・学用品等の調達及び確保

- (ア) 児童生徒が必要とする教科書等の供給を受け入れられるよう、被害状況の正確な把握を行う。
- (イ) 給与の対象（以下、三重県地域防災計画より抜粋）
 - ・災害により住家に被害を受け、学用品の喪失又は棄損し、就学上支障をきたした児童生徒に対し被害の実情に応じ、教科書、文房具及び通学用品を支給する。
- (ウ) 給与の方法
 - ・学用品の給与は市町村長（災害救助法適用の場合は知事の委任による市町村長）が行う。

(エ) 災害救助法が適用された場合

[対象者]

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は棄損し、しかも物品販売機構等の一時的混乱により資質の有無に関わらず、これらの学用品を直ちに入手することができない状況にある小中学校児童生徒（盲学校聾学校及び特別支援学校の小中学部児童生徒を含む）。

[学用品の給与]

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- a) 教科書 b) 文房具 c) 通学用品

PTSD（外傷後ストレス障害） Post-traumatic Stress Disorder

(1) 想像を絶するようなショックの体験後に起きる心の混乱の長期化、継続化した状態をいう。

(2) 想像を絶するような体験とは、日常生活では体験し得ないような出来事。

- ・個人の命が脅かされる。
- ・身体的保全に対する重大な強迫。
- ・身近な家族や友人に対する深刻な強迫や傷害。
- ・人が深く傷ついたり、殺されたりしたのを目撃するなど。

※ ほとんどすべての人にとって著しい苦痛となるような体験。

(3) 諸症状について

(ア) 恐ろしい体験を再体験したり、その夢を繰り返し見る。また、現実には災害が起こっているようなパニックに襲われる。(フラッシュバック)

(イ) 恐ろしい体験に関連した事柄を避けようとする。思い出すと緊張し、混乱する。

(ウ) 諸々のものに対する興味が減退したり、今まで可能であった生活技能を喪失してしまう。(退行現象)

(エ) 孤立傾向が強まる。ひどく神経質になる。

(オ) 無感動になったり、感情の起伏が激しくなったりする。

(カ) 情緒不安定、意欲減退、悲観的になる。

(キ) 頭痛、腹痛、消化障害、食欲不振等の生理的反応が生ずる。

(ク) 寝つきが悪く、また、幾度となく目覚める。よく眠れない。(睡眠障害)

(ケ) 恐ろしい体験に類するようなことがあると、極度に震えたり、汗をかいたりして混乱をきたす。

以上のような症状が単独で現れたり、いくつか重なって現れる場合もある。また、災害後、変わらない状態であっても数ヶ月ほど経過して現れることがあり、さらに、治療を施さないで、そのまま放置すると性格まで変化してくる場合もある。

[対 応]

- 人によって様々な症状を呈するが、必ず元に戻ることを話して安心させる。
- 親身になって、相手の気持ちを十分に聞く。
- 遊びや運動の機会を増やす。
- 種々の現象が出て、温かく長い目で見守る。
- 家族と過ごす時間を、なるべく多くとる。

〈 参考資料5 〉

緊急地震速報行動マニュアル

1 緊急地震速報が入ったら（緊急地震速報を聞いたら）

◎生徒に対し下記のような指示を行う。

（緊急地震速報以降、地震までほとんど時間はない。）

（１）その場に座るなどして揺れに備える姿勢をとるように指示する。

【掛け声例】

落ち着け！	あわてるな！	もぐれ！	離れろ！
つかまれ！	頭を守れ！	しゃがめ！	ふせろ！
走るな！	など		

（２）近くにある安全な場所へ移動する。

（３）身の安全を確保する。

【行動例】

もぐる	離れる	つかまる	頭を守る	しゃがむ
伏せる	など			

2 揺れがおさまったら（原則として、地震が起こった場合のマニュアルに準ずる）

（１）生徒を避難させる。

（２）職員玄関前にて点呼を行う。

※ 状況により、集合場所を変更する。

※ 津波が想定される場合は、校舎３階または屋上に避難する。校舎が倒壊等の恐れがあり、危険と思われるときは、また、土砂災害が発生したときは、倉田山公園方面へ避難する。

（３）校舎内などに生徒がいなかったかを確認する。

（４）けが人の応急手当をする。